マンションの
快 適 生 活

[マンションライフのルール]

マンションではルールを守ってください。

マンションは集合住宅ですから、居住者がお互いに日常のルールを守って
生活しなければなりません。共用部分はもちろん、専有部分でも
さまざまな約束ごとがあります。
知らないと居住者間でトラブルになったり思わぬ事故につながる危険もあります。
マンションでお互いが快適・安全に暮らすために、必ず守りましょう。

[共用部分]

⚠排水管につまるものを流さないで

排水管は通常、塩ビ管（塩化ビニールを素材とする配管）が使用されて
いますので熱湯を直接流したり、シンナー・ベンジン等薬品類を
流さないで下さい。配管を傷める原因となります。

⚠エレベーターで遊ばないで

エレベーター内での遊びは危険です。また扉や内部にキズをつけたり、
落書きをしたりすると、修理のため多額の費用がかかってしまいます。
見かけたら注意してください。

⚠バルコニー・廊下に物を置かないで

バルコニー、共用の廊下や階段は、火事・
地震など災害時の避難路です。自転車、
ベビーカー、店屋物の器などを置いておくと、
いざというときに避難の妨げになります。
非常時はバルコニーの隔壁板を打ち破っ
て避難口になりますので、避難の妨げに
なる物を置かないでください。また、避難
ハシゴの下にも物を置かないでください。

⚠落下物・転落事故に気をつけて

マンションでは小さな落下物でも事故につながるので物をバルコニー等から落とさないように注意してください。
また、お子様の転落事故防止のためにもバルコニー、階段、窓の近くには踏み台になるような物は置かないようにしてください。

⚠駐車場以外に車を止めないで

緊急時に、消防車、救急車、パトカーなどが通れなかったり、ゴミ収集車が入れなかったりします。決められた場所以外には駐車しないようにしましょう。

⚠共用設備の中には入らないで

共用設備のうちフェンスで囲われた受水槽、ポンプ室などへの侵入、設備を動かすといった行為は、絶対しないようにしてください。
機能が停止したり、思わぬ事故につながる恐れがあります。

column

共用部分で事故が発生した場合は…?

◎外壁が落ちて通行人がケガをしたら?

外壁は共用部分なので、管理組合すなわち区分所有者全員が責任を負うことになります。

◎屋上への不法侵入による事故の場合は?

屋上へ通じる入り口部分に柵があり施錠してあれば管理上の不備はないため管理組合や区分所有者には責任はないでしょう。鍵がなかったり、かかっていなかった場合は管理不行き届きにより管理組合、区分所有者全員の責任が問われます。